

目 次

計画の基本理念	1
第1部 道路交通の安全	2
第1章 道路交通事故のない社会を目指して	3
1 基本的な考え方	3
2 交通安全対策の推進	3
(1) 歩行者の安全確保	3
(2) 地域の実情を踏まえた施策の推進	4
(3) 役割分担と連携強化	4
(4) 交通事故被害者等の参加・協働	4
第2章 道路交通の安全についての目標	4
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	4
1 道路交通事故の現状	4
2 道路交通事故の見通し	6
第2節 交通安全計画における目標	6
第3章 道路交通の安全についての対策	6
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	6
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項	7
◎ 最重点	7
高齢者及びこどもの安全確保	7
○ 重点	7
(1) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	7
(2) 生活道路における歩行者等の安全確保	8
(3) 市民自らの意識改革による交通安全意識の高揚	9
2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項	9
(1) 先端技術の活動推進	9
(2) 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進	9
(3) 地域が一体となった交通安全対策の推進	9
(4) 外国人の交通安全対策の推進	10
(5) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの安全 対策の推進	10
第2節 対策を講じようとする施策	11
1 道路交通環境の整備	11
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	11
ア 生活道路における交通安全対策の推進	12
イ 通学路における交通安全の確保	12

ウ	高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備……	1 2
(2)	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化……	1 2
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進……	1 2
ア	事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進……	1 3
イ	幹線道路における交通規制……	1 3
ウ	重大事故の再発防止……	1 3
エ	適切に機能分担された道路網の整備……	1 3
オ	高速自動車国道（九州自動車道及び東九州自動車道）等に おける事故防止対策の推進……	1 4
カ	改築等による道路交通環境の整備……	1 4
(4)	交通安全施設等整備事業の推進……	1 4
ア	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進……	1 5
イ	幹線道路対策の推進……	1 5
ウ	農道対策の推進……	1 5
エ	道路交通環境整備への住民参加の促進……	1 5
オ	将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備……	1 5
(5)	高齢者等の移動手段の確保・充実……	1 5
(6)	歩行者空間のユニバーサルデザイン化……	1 5
(7)	自転車利用環境の総合的整備……	1 6
(8)	交通需要マネジメントの推進……	1 6
(9)	災害に備えた道路交通環境の整備……	1 6
ア	災害に備えた道路の整備……	1 6
イ	災害発生時における交通規制……	1 6
ウ	災害発生時における情報提供の充実……	1 6
(10)	総合的な駐車対策の推進……	1 7
ア	きめ細かな駐車規制の推進……	1 7
イ	駐車場等の整備……	1 7
ウ	違法駐車締め出し気運の醸成・高揚……	1 7
(11)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備……	1 7
ア	道路の使用及び占用の適正化等……	1 7
イ	こどもの遊び場の確保……	1 8
ウ	道路法に基づく通行の禁止または制限……	1 8
(12)	道路交通情報の充実……	1 8
2	交通安全思想の普及徹底……	1 8
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進……	1 9
ア	幼児に対する交通安全教育……	1 9
イ	児童・生徒に対する交通安全教育……	1 9
ウ	成人に対する交通安全教育……	2 0
エ	高齢者に対する交通安全教育……	2 0
オ	障がい者に対する交通安全教育……	2 1

カ	外国人に対する交通安全教育	2 1
(2)	効果的な交通安全教育の推進	2 1
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	2 2
ア	交通安全運動の推進	2 2
イ	横断歩行者の安全確保	2 2
ウ	自転車の安全対策の強化	2 2
エ	自動車(二輪車を含む。)の安全運転の推進	2 3
オ	新しい小型モビリティの安全対策	2 4
カ	効果的な広報の実施	2 4
キ	その他の普及啓発活動の推進	2 5
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	2 5
(5)	市民の交通安全活動への参加・協働の推進	2 5
3	安全運転の確保	2 6
(1)	運転者に対する再教育の充実	2 6
(2)	二輪車安全運転対策の推進	2 6
(3)	高齢運転者対策の充実	2 6
ア	高齢者マークの活用	2 6
イ	免許自主返納制度の促進	2 6
(4)	交通労働災害の防止等	2 6
(5)	道路交通に関する情報の充実	2 7
4	車両の安全性の確保	2 7
(1)	自動車の安全性の確保	2 7
(2)	自転車の安全性の確保	2 7
5	道路交通秩序の維持	2 7
(1)	暴走族対策の推進	2 7
ア	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	2 7
イ	暴走行為阻止のための環境整備	2 8
ウ	車両の不正改造の防止	2 8
6	救助・救急活動の充実	2 8
(1)	救助・救急体制の整備	2 8
ア	救助体制の整備・拡充	2 8
イ	多数の負傷者発生時における救助・救急体制の充実	2 8
ウ	自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進	2 8
エ	救急救命士の養成	2 9
オ	救助・救急用資機材の整備の推進	2 9
カ	救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)、消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進	2 9
キ	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	2 9

ク	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	29
(2)	救急医療体制の整備	29
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	29
7	被害者支援の充実と推進	29
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	30
(2)	交通事故相談活動の推進	30
(3)	損害賠償の請求についての援助等	30
(4)	交通事故被害者支援の充実強化	30
第2部	鉄道交通・踏切道における交通の安全	31
第1章	鉄道事故・踏切事故のない社会を目指して	32
第1節	鉄道事故・踏切事故の状況等	32
1	本市における鉄道の状況	32
2	近年の踏切事故の特徴	32
第2節	交通安全計画における目標	32
第2章	鉄道交通・踏切道の安全についての対策	33
第1節	対策を講じようとする施策	33
1	鉄道交通環境の整備	33
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	33
3	踏切道・踏切保安設備の整備	33
(1)	踏切道の構造の改良の促進	33
(2)	踏切道の統廃合の促進	33
(3)	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	34
4	救助・救急活動の充実	34